

西宮市上下水道局電話受付センター運営委員会設置要綱
〔7〕

(平成19年7月31日)

(決裁水経戦第3号)

沿革

平成20年4月1日 決裁水経戦11号〔1〕

平成21年3月30日 決裁水経戦30号〔2〕

平成22年3月31日 決裁水経管68号〔3〕

平成23年3月30日 決裁水情83号〔4〕

平成24年3月28日 決裁水情12号〔5〕

平成25年3月28日 決裁水情2号〔6〕

平成26年4月1日〔7〕

平成27年4月1日〔8〕

平成28年4月1日〔9〕

平成29年4月1日〔10〕

平成30年4月1日〔11〕

平成31年4月1日〔12〕

令和2年4月1日〔13〕

(設置)

第1条 西宮市上下水道局電話受付センター（以下「センター」という。）の円滑かつ効率的な運営方法等を検討し、お客さまサービスの向上を図るため、西宮市上下水道局電話受付センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔7〕

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) センターの効率的な運営に関すること。
- (2) 上下水道局の業務改善のためのセンターの効果的な活用に関すること。
- (3) その他センターの運営等に必要な事項に関すること。

〔7〕

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は上下水道事業管理者を、副委員長は上下水道局次長をもって充てる。〔4〕〔7〕
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会の所掌事務に係る次に掲げる事項を検討させるため、委員会に作業部会を置く。

- (1) センター及び上下水道局等の連携及び調整に関すること。
- (2) センターが取り扱う業務内容の調整に関すること。
- (3) センターが取り扱う業務に必要なマニュアル及びFAQの整備に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

[3][7]

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は業務課総括チーム長をもって充てる。

[2][3][6][9]

- 4 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。
- 5 前条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、前条中「委員会」とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 6 部会長は、作業部会が調査検討した結果等を委員会に諮るものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、業務課において処理する。[2][3][6]

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から実施する。

付 則 (平成20年4月1日決裁水経戦第11号 [1])

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則 (平成21年3月30日決裁水経戦第30号 [2])

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則 (平成22年3月31日決裁水経管第68号 [3])

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則 (平成23年3月30日決裁水情第83号 [4])

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 (平成24年3月28日決裁水情第12号 [5])

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則（平成 25 年 3 月 28 日決裁水情第 2 号 [6]）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日 [7]）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 27 年 4 月 1 日 [8]）

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日 [9]）

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日 [1 0]）

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 30 年 4 月 1 日 [1 1]）

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 31 年 4 月 1 日 [1 2]）

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日 [1 3]）

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

[2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [1 1]

上下水道事業管理者
上下水道局次長
上下水道総括室長
水道工務部長
水道施設部長
下水道部長
上下水道総務課長
経営管理課長
財務課長
業務課長
計量管理担当課長
水道計画課長
管路維持課長
給水装置課長
北部水道事業所長
施設管理課長
下水管理課長

別表第2（第5条関係）

[1] [2] [3] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [12] [13]

経営管理課経営企画チーム長
契約担当課管財チーム長
業務課管理チーム長
計量管理担当課計量管理担当チーム長
管路維持課管路管理チーム長
給水装置課給水管理チーム長
給水装置課メーター管理チーム長
北部水道事業所施設管理チーム長
浄水課水質試験チーム長
下水管理課排水設備チーム長